



潟上市章

かたがみ
Katagami

市議会だより

平成23年第2回臨時議会では、庁舎建設候補地の調査予算が、1月の第1回臨時議会に続いて2回目の否決となりました。このような状況に多くの市民から「議会はいつたい何をやっているんだ。十分な議論をしていない。議員の考えが全く示されていない」との声をいただいております。今号ではこれまでの庁舎建設にかかる議会、各議員の対応についてあらためて整理しながらお知らせをいたします。

平成23年 第2回臨時会

● 当局より、庁舎建設候補地選定委員会から報告のあった最適格地の調査費と放射線測定器の購入のための補正予算が提案され、質疑が行われました。賛成反対の討論はなく採決の結果、賛成少数で否決となりました。

● 提案内容は、新庁舎候補地選定委員会が最適格地とした第6(⑥)の土地の用地調査業務委託料149万4千円、土地鑑定業務委託料183万2千円、地質調査業務委託料265万2千円と放射線測定器の購入費、4台分135万円。

● 説明のあと質疑が行われました。

問 (藤原幸雄) 有識者の真剣に審議した内容を尊重したい。可決された場合のスケジュールは。

答 (総務部長) 早速現地に入り、調査を十分に行い、市議会に内容報告して次の段階を踏まえるといふ形を考えている。

問 (西村武) 庁舎を建てるに当然市街地が形成されていくが協議の中で話し合っている。またゲリラ豪雨などに対する調査を要望する。

答 (総務部長) 説明はしている。津波については、林野庁より海岸線における森林の役割が報告されており、海岸線に沿って2列に標高約20メートル近くの森林地帯が連なっている現状は有効に機能する内容である。

問 (佐藤昇) この原案に対しては重く受けとめる。⑥の候補地の調査費はよいとして⑤の候補地も当局で示したCと関わりがあるので今後調査し、利活用を図るべきではないか。

答 (市長) 議会の大半の皆さんがそうだとすれば、調査費を計上して議会に諮りたいと考える。ただ全部ではなくAについては断念する。

問 (藤原典男) ⑥については尊重し、今後の周辺地域の発展を考えるならば候補地である⑤についても調査をすべき。放射線測定器は民間から要請があった場合の活用はどうするか。

答 (総務部長) 必要なものであれば当局が行き一緒に立会い測定するのを基本として考える。

問 (岡田曙) ⑥は湿地帯と呼ばれた場所、調査はしっかりとしてほしい。測定器は固体、液体、気体どこの何を調べるのか。

答 (総務部長) 調査はしっかりと行う。測定は土壌・環境関係で、空気中の汚染の測定器で定点観測を天王庁舎。残りの3台はポケットタイプで小・中学校に、職員で調査する。

問 (戸田俊樹) どういう経過でC案から策定委員会の⑥を今回予算計上したのか。我々はBでもいい。各議員から話された⑤についても予算を計上するということは市長の姿勢は「ブレている」と言わざるを得ない。最初から⑤が腹にあったのでは。

答 (市長) ブレるとはどうか。⑤に当初からということは一切ない。Cについて予算を計上したが、議会から修正案が出て、その理由が「第三者機関を設け市民の声を聞け」。これを受け止めて選定委員会を設置しその結果を最大限尊重する。これはブレるも何もない。B案がいらないから初めから議会から提案して下さい。⑥も⑤も議会の大半がそうであれば尊重して調査費を計上する。

問 (伊藤栄悦) 候補地選定委員会の3回目まで全会一致で

⑤が最適格地だったのが、4回目で⑥に変わった。このプロセスを知り、議決権を行使するために議事録は必要。合併協定は昭和町・飯田川町の住民の利便性を考慮するところがあるが、選定委員会からの報告では潟上市の利便性となっている。合併協定と全く違う。

答 (市長) 会議が非公開であったものの議事録を公開するのは躊躇もあるが、どこに出しても恥ずかしくはない。私の権限で公開したい。潟上市民の利便性については委員会でのもの。

問 (堀井克見) 合併7年目にして今まだこの段階の議論疑惑があるとかブレたとか。市長は全くブレずに謙虚にやっていると。大多数の市民が求めていることを粛々と進めていただきたい。その決意を伺いたい。

答 (市長) 今まで私は時間との争い、全力投球という言葉を使ったことはなかったが、今回この選定委員会の答申が出て今日ここで全力傾注をしたい。時間との争いだという認識を示した。これが私の決意である。選定委員会の意見を尊重しなければいけない一方で、議会の意思も最大限尊重しなければいけない。私の立場も理解いただきたい。

※質疑中の⑥は候補地選定委員会最適格地とした箇所、⑤はそれに準ずるとした候補地。A・B・Cは市が候補地として選定した箇所。(市広報1月1日、8月1日号に地図が掲載されています)

これまで各議員は、庁舎建設に関する発議1件、陳情1件、議案3件について賛成・反対の意思表示をしてきました。その内容を一覧表でお知らせします。

発議、陳情、議案に対する各議員の対応

会派名 ※	氏名	平成22年		平成23年		
		①	②	③	④	⑤
		庁舎建設調査 検討特別委員 会の設置	庁舎建設中止を求める 陳情について	補正予算 (市選定のC候補 地の調査)	住民投票条例 (市では必要 なしの意見)	補正予算 (選定委員会選 定の⑥の調査)
政和会	西村 武	○ 設置すべき	× 建設中止にあたらず	○ 認める	○ 必要なし	○ 認める
	堀井 克見	○ 設置すべき	× 建設中止にあたらず	○ 認める	○ 必要なし	○ 認める
	藤原 幸雄	○ 設置すべき	× 建設中止にあたらず	○ 認める	○ 必要なし	○ 認める
	岡田 曙	○ 設置すべき	× 建設中止にあたらず	○ 認める	○ 必要なし	○ 認める
共産	藤原 典男	○ 設置すべき	× 建設中止にあたらず	○ 認める	○ 必要なし	○ 認める
平成会	大谷 貞廣	× 必要なし	× 建設中止にあたらず	○ 認める	○ 必要なし	○ 認める
	児玉 春雄	× 必要なし	× 建設中止にあたらず	○ 認める	○ 必要なし	○ 認める
	千田 正英	議長のため採決には加わらず				
21新世	小林 悟	○ 設置すべき	× 建設中止にあたらず	× 認められない	× 必要	× 認められない
21振興	戸田 俊樹	○ 設置すべき	× 建設中止にあたらず	× 認められない	× 必要	× 認められない
	菅原 久和	○ 設置すべき	× 建設中止にあたらず	× 認められない	× 必要	× 認められない
	中川 光博	○ 設置すべき	× 建設中止にあたらず	× 認められない	× 必要	× 認められない
21改革	鈴木 斌次郎	○ 設置すべき	× 建設中止にあたらず	× 認められない	× 必要	× 認められない
	伊藤 栄悦	○ 設置すべき	× 建設中止にあたらず	× 認められない	× 必要	× 認められない
	佐々木 嘉一	○ 設置すべき	○ 建設中止に賛同する	× 認められない	× 必要	× 認められない
政友立志会	澤井 昭二郎	○ 設置すべき	○ 建設中止に賛同する	× 認められない	× 必要	× 認められない
	藤原 幸作	○ 設置すべき	× 建設中止にあたらず	× 認められない	○ 必要なし	× 認められない
公明	菅原 理恵子	○ 設置すべき	× 建設中止にあたらず	× 認められない	○ 必要なし	× 認められない
新星だるま	佐藤 義久	○ 設置すべき	○ 建設中止に賛同する	× 認められない	× 必要	× 認められない
正志会	佐藤 昇	○ 設置すべき	× 建設中止にあたらず	○ 認める	○ 必要なし	○ 認める
結 果		特別委員会 を設置し調査・研究を する	不採択 (建設中止を議会は 後押し出来ない)	否 決 (調査予算は認 められない。修 正案を可決)	条例は 必要なし	否 決 (補正予算は全 て認められない。 修正案なし)

表の見方

- ①における太文字は発議の提出および賛成者
- ③における太文字は修正案の提出および賛成者

- ×の見方… ○＝発議、陳情、市の提案に賛成
×＝発議、陳情、市の提案に反対

※ 正式な会派名は議会ホームページをご覧ください。

新市の事務所の位置は平成15年12月の合併協議会の確認から始まりました。
 これまでの議会での対応の流れをお知らせします。

庁舎建設に対するこれまでの議会の対応

年	月	出 来 事	議 会 の 対 応
15	12	新市の事務所の位置を合併協議会で確認 (平成15年12月19日)	天王町、昭和町、飯田川町議会にて合併関連議案を議決 (平成16年 8月26日)
		↓ 3町長で合併協定書に調印 (平成16年 8月24日)	<p><合併協定項目></p> <p>4 新市の事務所の位置</p> <p>(1) 新市の事務所の位置は、新市の庁舎の建設までの間、南秋田郡天王町天王字上江川47番地100とする。</p> <p>(2) 新市の庁舎は本庁方式により天王町地内に建設するものとし、位置については昭和町、飯田川町の住民の利便性を考慮し、選定する。</p> <p>(3) 新市の庁舎の建設は新市建設計画(財政計画を含む)に明記し、合併特例債の適用を受けられる期間中に建設する。</p> <p>(4) 庁舎の利用については、合併時は3町の庁舎に行政機能を振り分ける分庁方式とする。</p>
19	6	市で庁舎建設検討委員会を設置	議長、副議長が委員として参加
21	3	市で新庁舎建設基本構想を策定	市から全員協議会にて報告・説明
22	2	市で庁舎候補地3箇所を選定	市から全員協議会にて報告・説明
	6	議員発議により庁舎建設調査検討特別委員会を設置	市からの説明は不足。庁舎建設に関する資料の提示・説明を受け、質疑を実施し議員個々の判断材料とする。 (11月まで9回会議を実施)
	6	市民団体より庁舎建設中止を求める陳情書の提出	総務文教委員会に付託(6月から9月の間、参考人の意見聴取を実施しながら審査)
	9	〃	9月定例会で総務文教委員会の陳情審査報告(不採択とすべき)
	9	〃	9月定例会で議員発議により庁舎建設調査検討委員会へ再付託され再度審査を実施
	12	〃	12月定例会で庁舎建設調査検討特別委員会の陳情審査報告(不採択とすべき)
	12	〃	12月定例会で陳情の取り扱いを採決(不採択とする)
	12	議員発議による庁舎建設調査検討特別委員会の調査・研究が終了	12月定例会で庁舎建設調査検討特別委員会の調査報告
23	1		庁舎建設に関する特集号を発行
		市で建設候補地の調査予算を提案	市から全員協議会で説明。質疑を実施 1月臨時議会で調査予算を採決(修正予算を可決＝調査予算は認めない)
	3	市で新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定請求を受け条例制定案を本会議に提案	3月定例会で提出者の意見陳述を実施。条例案を採決(否決＝条例は必要なし)
	7	庁舎建設候補地選定委員会が市長へ報告書を提出	市から全員協議会で報告・説明。質疑を実施
	8	市で建設候補地の調査予算を提案	8月臨時議会で調査予算を採決(否決＝調査予算は認めない)

これまでの各会議の内容

平成22年2月に市から候補地が示されてから、臨時議会にいたるまでの各会議の内容をお知らせします。

平成22年 2月全員協議会

〔市で選定した3候補地が議場に初めて示される〕

市からは「新庁舎の建設候補地については、これまで合併協議や新市建設計画で確認されたとおり、昭和・飯田川の利便性を考慮した天王地内を基本事項として選定作業を進めてきた。また、潟上市都市計画マスタープランにおいても地域の拠点として位置付けられており、周辺の環境整備や機能充実による魅力アップをはかることとしており、新庁舎建設エリアは潟上市の玄関口として、顔としてのイメージととらえ、地域全体が発展する可能性を含んだ候補地と考え3箇所を選定した。選定にあたっては、新庁舎建設基本構想にある建設に必要な敷地面積を確保できる場所という条件のもとに、国道101号沿線を中心に市民のアクセス性や用地取得にかかわる経済性を、さまざまな法規制といった要件を多角的に検討し、最終的に資料のとおり3箇所を候補地として議場に提示するものである。候補地Aは旧秋田ヒューム管跡地で現況は事務所後の床コンクリートが張り巡らされている。Bは市所有でグラントゴルフ場、ゲートボール場の代替の整備が条件となる。Cは旧瀧不動産所有地で市道をはさんで市有地があり一

体的な利用が可能。法規制ではどの候補地も市役所庁舎の建設は可能である。

今後は地権者の意向、交通アクセスに関わる整備手法、法規制に関する協議事項などがあり、比較検討しながら議場に提示するので議論していただきたい。あわせて現庁舎の利活用も現在、調査・研究中である」との報告がありました。

平成22年6月定例会

〔議場に庁舎建設に関する調査検討特別委員会を設置する〕

●設置理由の説明（伊藤栄悦）

市は議会に対して21年3月、潟上市新庁舎建設基本構想を全員協議会へ報告、その際、都市計画との関連等についての質問があったが明確な答弁、資料の提示もない。平成22年2月、全員協議会へ新庁舎建設候補地を報告したが質疑応答も設定されないままであり、十分に説明責任を果たしていない。以上の経緯から、全議員があらゆる角度から関係する資料を検証し、具体的な内容を把握、客観的な資料に基づき正しい判断ができるよう、新庁舎建設調査検討特別委員会を設置するものである。

●発議提出者に対する質疑は

（西村武）特別委員会ほどの委員会の所管にも属さない事件があっ

た場合に設置するもの。総務文教常任委員会、全員協議会でも十分に審査・調査はできるものではないか。

〔伊藤栄悦〕これまで3回全員協議会が開催されたが、具体的に何らの詳しい報告というものが議会にはなかった。

〔堀井克見〕12月議会の末日までの委員会設置では市の執行権が実質的に拘束される。9月議会の末日までに議会としての意向、報告を出すべきではないか。

〔伊藤栄悦〕9月議会までの2か月という状況の中で、それが果たして十分できるかというところ非常に危惧するところもある。

〔堀井克見〕1つは、市の資料の提示、説明等々がやはり十分ではなかったのではないか。2つめは、「自治会長会議の中で、市長から候補地に決定したとの説明があった」との報道の先行。3つめは、特別委員会を立ち上げるには費用が発生する。このような状況をつくったのは議会も悪いが、それを回避するための努力が市には足りなかったのでは。市長の見解は。

〔市長〕当局も説明責任と、資料というものが少し不足であったのではないかについてはそのとおりだと否定はしない。結果的には調査検討委員会を設置するので全職員をあげて資料提供については全面的に開示していきたいと思う。

平成22年12月定例会

〔調査検討委員会の報告と建設中止を求める陳情の採決が行われ、陳情を不採択とする〕

●庁舎建設調査検討特別委員会（委員長 伊藤栄悦）から、調査・研究内容の、（1）庁舎建設と都市計画との関連性について、（2）庁舎建設資金の財政シミュレーションについて、（3）既存庁舎の活用計画について、（4）主要事業との優先順位づけおよび財政シミュレーションについて、（5）その他関連事項の5つの大項目と17の小項目からの報告がありました。

●陳情第6号「新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書」については、分庁方式には賛同しかねる、財政的な不安はない、趣旨は理解できるといった委員からの意見があったとの報告がありました。

●報告についての質疑はなく、続いて討論が行われました。

●不採択とすべきとの討論 堀井克見

陳情書の社会情勢の不安定な現経済下は、はつきりとした根拠に基づいていない。庁舎建設基金は雇用の確保に活用すべきものではない。提案の3庁舎と1出張所活用で市民の利便性を最優先するのは3庁舎と1出張所は機能を縮小しても残すと当局で明言している。天王庁

舎を公民館と合築・新築は一体の公
共施設の整備とあわせた検討が必
要。昭和庁舎の有効活用は既存庁舎
の活用案を市で検討中。まちづくり
が確立するまでは多額な市債が必
要、街路整備の必要という主張も事
業の予定なし。陳情の署名は昭和庁
舎周辺の市民からのものに偏ってお
り、市民全体の意向と判断はできな
い。

中川光博 本質的な訴えは、財政
への不安、将来の市民への過重な負
担が懸念されることにある。特別委
員会で、財政資料が市より提出され
財政シミュレーション、主要事業計
画、主要財政指標の見直しについて
審議がなされた結果、庁舎建設によ
る財政不安の懸念はないものと判断
する。

採択すべきとの討論
佐藤義久 この陳情書に賛同し全
く同感。庁舎建設の計画を中止し現
施設活用を求める陳情で、はつきり
意思表示してこれには賛同し、
賛辞を送るものである。

平成23年 1月全員協議会

【市から調査検討特別委員会の意見
に対する回答とC候補地を最
適格地とするとの説明を受け、
質疑を実施する】

●庁舎建設調査検討特別委員会から
の意見についての市からの回答があ
りました。

意見 合併特例債活用期限まで十分
時間があり、候補地選定に当たって
は市民の声を反映させるため、市民

も参画する選定委員会を設置し、明
確な選定基準を設定しながら選定す
べき。

回答 現庁舎改修計画に特例債を適
用できる場合があることから、新庁
舎は23年度に実施設計、24年度、25
年度に庁舎建設を計画している。議
会全員協議会で、市民代表による
「潟上市役所庁舎建設検討委員会」
から報告された候補地に適する規
模、要件などについて協議していた
だき、市ホームページと市広報に掲
載して市民へお知らせもしている。
新たに選定委員会を設置する必要は
ないと認識している。

意見 C候補地は土地購入面で経済
性があるとしているが。

回答 C候補地用地造成費は約5、
011万4千円であり、1メートル
程度の盛土工事を見込んでいます。

意見 B候補地を建設地とし、市有
地にグラウンドゴルフ場を移設して
も費用的には変わらないのでは。

回答 Bに庁舎建設の場合、用地造
成費は約5、250万円が見込まれ
る。現在のグラウンドゴルフ場は、
温泉や公園などの憩いの場に隣接し
ており、最良の立地環境で、これ以
上の立地条件を備えることは極めて
困難である。

意見 C候補地は隣接して福祉施
設、公園もある。整理された都市づ
くりとは言えないのでは。

回答 新庁舎建設には緑地空間も含
めた外構施設などもあり、憩える場
も想定し、福祉施設にとっても望ま
しいとされるものである。

●続いてC候補地を最適格地とした

理由が事前に各議員に配付された資
料をもとに「市財政計画や新庁舎建
設基本構想に無理がないこと、地域
全体が発展する可能性が最も高いこ
となどから、候補地Cを最も有力な
可能性のある土地として絞り込
み、新庁舎建設用地の最適格地とし
て選定したものである」との説明が
ありました。

●市に対する質疑は、

問 (佐々木嘉一) C候補地は市街
化調整区域であるが、どのような手
法を用いて決定するのか。庁舎を建
てることはできないのでは。

答 (産業建設部長) 都市計画法の
34条11号、14号で開発行為を行う形
を考えている。

問 (市長) 今現在でも市街化調整
区域に14条で条例化すると市長権限
でできる。

問 (中川光博) 最適格地かの判断
は、第三者の選定検討委員会等設置
して定めるべきではなかったのか。

また、仮にBに新庁舎を建設した
場合、新たなグラウンドゴルフ場を
造成しなければならぬのかと疑問
に思う。天王・昭和・飯田川に1つ
ずつあるが、3つを維持していく必
要があるのか。

答 (市長) 選定委員会の設置は必
要ないと認識している。

グラウンドゴルフ場は、年間4万
人も活用していることから代替地を
求めていかなければならない。その
財源比較等も検討した。旧3町にグ
ラウンドゴルフ場が必要であるとい
う結論である。

平成23年1月臨時会 【市から候補地の調査予算が提 案され修正(否決)する】

●当局から一般会計補正予算(案)
が提案されましたが、議員より減額
の修正案が提出されました。修正案
の提出者に対する質疑が行われ、討
論、採決の結果、修正案が可決され
て当局の提案した補正予算案は修正
(否決)となりました。

●市長からは提案にあたり「このた
び提案する本予算案は、庁舎関連の
用地測量調査委託料と土地関係業務
委託料と庁舎建設基金への積立金で
す。新庁舎の建設地確定に当たって
は、候補地Cの用地測量と鑑定結果
を踏まえ、3候補地において比較に
値する候補地Bとの検討も行った上
で、総合的に判断して議会に諮りた
い。この予算そのものが用地決定を
するものでないことをご理解いただ
きたい」との説明がありました。

●当局提出の補正予算案の内容
公共用地取得に伴う調査費(用地
測量調査委託料667万2千円と土
地鑑定業務委託料351万9千円)
と庁舎建設基金積み立て金1億円、
子宮頸がんワクチンなど。

●当局提案に対し、伊藤栄悦議員他
3名から予算案の修正動議が提出さ
れました。

●提案理由(伊藤栄悦)

候補地選定、最適格地決定への市
民参加による意見聴取、反映はなく、
議会への報告も協議もありません。現
在に至っている。行政当局は選定基
準を定め、建設候補地を総合的に検
討し、議会に提案すべきであると考
え、調査費を減額した修正案を提出

する。

●提案者に対する質疑は、

問（西村武） 市民の声も聞かず市が進めているという指摘だが、これまで当局はA・B・C候補地を提案して議会に報告してきた。市民の意見、議会の意見もこの間庁舎建設検討委員会などを行ってきた。どのように市民の声を聞けばいいののか。

答（伊藤栄悦） 建設基本構想の協議の際にパブリックコメント、地域審議会への諮問、天王地区住民への説明会の実施の話が市からあった。

問（藤原典男） C候補地を調査する事が建設地の決定ではないと市長は言っている。調査することを候補地の決定だと勘違いしているのでは。調査しないとわからないのではないか。特別委員会で議員から出されたことについてほとんど答えていないが。

答（伊藤栄悦） 最適切格地と表現し調査費を提案した、これは大きい意味がある。市の答弁が十分であったかどうかはここでは問わない。調査費を予算措置するならA・B・C全部をやるなら納得できる。

問（堀井克見） 二元代表制の中で、執行当局が執行しようとしたときに予算を修正することの重さ、よほどの数字的な瑕疵があるとか、法律に違反するとかがなければ現実的でない。市長は、これは決定ではない、調査をして状況を深めていくと言っているが。

答（伊藤栄悦） 二元代表制で何でもチェックして「ためだ」という消極的な考えで提案はしていない。建てるなどか、A・B・Cだめだとか

いう観点には立っていない。

質疑の後の討論は、

●修正案に反対の討論

西村武 庁舎建設検討委員会が設置され説明を受けA・B・C以外の土地があるなら当局も承りたいと申し出があったが議員からの提言はなかった。予算修正の理由はない。

堀井克見 庁舎特別委員会が当局から提示された資料・説明を聞いた限りでは進め方に問題はない。市民の声を聞かなければと言いつ、その手順が当局から示されないという建前論に終始し、そこから前に進まず、自分の考えを示さないのは議員としては最も恥すべきもの。

●修正案に賛成の討論

佐藤義久 これまでの経過、経緯を的確に指摘したもの。市民の声を聞く地域審議会もこの議会の後になるようでは手順が逆。当局はスタートラインにたち進めていくべき。

中川光博 合併後、新庁舎を建設した多くの自治体では、建設候補地の選定に市民も参加する選定委員会を設置し決定に至っている。市民最優先の政治理念の下納得できる候補地の決定に至るべき。

平成23年3月定例会

「市民から庁舎建設の是非を問う住民投票条例制定の請求が行なわれ、議会ではこれを否決（必要なし）する」

●はじめに提案理由が市長から説明されました。

地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定請求を受理したので同条3項の規定により意見をつけて

議会に付議する。

●条例制定請求の要旨は

（明るい湧上市を創る市民の会） 私たちは「本庁方式」か「分庁方式」かの新本庁舎建設に関する賛否を問うための条例を次の提案を要旨として提案する。

- 1 天王庁舎は第一庁舎。現公民館敷地内に公民館と合築。
- 2 飯田川庁舎は教育委員会。2階は図書館
- 3 昭和庁舎は第二庁舎。追分出張所は拡充
- 4 二田保育園と天王幼稚園は統合・改築して庁舎用地の確保
- 5 幹線道路網の整備など。

●市長の意見書（要旨）

本条例案は制定の必要はないと考える。新庁舎の建設は旧3町で議決された重要な約束事であり、協定にそった街づくりが市長に課せられた使命である。本市のようなコンパクトな自治体に複数の庁舎があることは、行政のスリム化を目指した合併の意義に反する。災害時に万全を期すためにも十分に対応できる本庁舎が必要である。今後も市民、議会には情報の公開や説明の機会を設けていく。

討論は、
●反対討論（市長の意見に賛成）

堀井克見 「財政悪化」の状況はない。提案には実現の可能性・検討の余地が全くない。分庁方式には問題があり、署名の1616名は市民全体からみれば少数であり、昭和・飯田川地域に大きく偏っており市民の総意とは判断できない。

菅原理恵子 市民には候補地、現庁舎利活用で納得のいく結論・情報公開をお願いする。住民投票によ



8月1日の臨時会には多くの傍聴がありました。

り住民間に感情的な対立を起こさないか懸念する。

藤原典男 最低投票率の条項がな
くわずかの投票率で決まってもいい
ものか、また、5つの提案に行政運
営が縛られる問題ある内容。

●賛成討論（条例は必要）

佐藤義久 市民は自らの意思を表
示するものとして条例を請求したも
ので議会はその行為を無にしてはい
けない。

伊藤栄悦 憲法と法律にもとづい
た直接請求制度によるもの。投票条
例が成立・実施されても結果は参考
であり、最終判断は議会。

中川光博 鴻上市の政治理念は市
民による市民のための政治が政策を
通して実現していくもの。住民投票
は自らの意思を主張したい旨の法の
下の権利の行使である。

平成23年 7月全員協議会

〔市から候補地選定委員会の報
告を受け、質疑を実施する〕

●庁舎建設候補地選定委員会の報告
内容に沿って当局より説明がありま
した。合併協議会の決定事項を尊重
し、行政拠点として広く市民に親し
まれる施設で街づくり貢献できる
ような位置とするように合併特例債
の適用期間内に建設することを観点
に協議が行われ、候補地は市提案の
3候補地と委員提案の6候補地の9
候補地が挙げられ審査した結果、委
員提案の⑥を最適格地に、それに準
ずる候補地を⑤とする。選定した理
由は経済性や周辺道路とのアクセス
性など6つがあげられ、質疑が行わ

れました。

問（藤原幸雄）C候補地から⑥の
候補地へと変わった理由は。

答（市長）議会からの「市民の声
を聞け」との指摘を受け選定委員会
を設置し、その結果が⑥となったも
のである。

問（藤原典男）⑥は三角地となっ
ているがうまく使えるのか。また⑤
にある市道の活用方法は。

答（企画政策課長）新庁舎敷地面
積より1.6倍で余裕がある。市道追分
下戸線をカットしそこに庁舎をと
委員会では話されている。

問（藤原幸作）⑥は防災拠点とし
て適格であるのか。

答（企画政策課長）林野庁の検討
会で、林帯幅が50メートル以上、2
00メートル以上で大分よくなる
という検討結果が中間発表にある。そ
の林帯幅がグリーンランド周辺には
2列にわたってある。

問（佐々木嘉一）最適格候補の市
街化区域の設定は何年にやったの
か。

答（企画政策課長）設定時期は昭
和58年である。

問（佐々木嘉一）その市街化区域
の整備開発保全の方針がまだ生きて
いるのではないか。

答（市長）バックデータとして
当局で検討する。

問（鈴木斌次郎）委員会の報告書
では第3回会議において⑤を最適格
地に選定することを全会一致で確認
したが、第4回では新たな委員提案

として候補地として⑥を選定した。
この理由は。

答（企画政策課長）委員会ではど
ういう書類が必要かを検討している
ときに⑤と⑥の所有者が同じである
ことが分かった。それで同じ条件が揃
ったということ、委員会に諮った
ら認めましょうということになり委
員提案の候補地となった。

問（小林悟）⑤から⑥にどのよう
な議論からそのようになったのか議
事録をもらえないか。

答（副市長）委員会の冒頭で委員
長が「マスコミの出席をどうしま
すか」と委員に諮ったところ「それは
控えていただきたい」という委員の
意思表示があった。それを尊重して、
会議録を公開することは考えていな
い。

問（伊藤栄悦）情報公開条例もあ
る。公開の要望に応えるべき。

答（市長）報告書と資料は膨大な
もの。これ以外に聞きたいことがあ
ればこの場でお願したい。

問（戸田俊樹）⑥が最適格地、⑤
はそれに準ずるということは、当局
提案のC候補地が包含されることに
なる。何か市から委員会に対して指
示があったのかと疑惑、疑念があ
る。

答（副市長）Cと⑥について妥協
案として当局で提案したということ
はない。

1ページ臨時議会へと続く



庁舎建設に関しては市民の関心が高く、

傍聴席から

臨時議会には合併後最高の42名の傍聴がありました。
みなさんから寄せられたご意見・ご感想を紹介します。

臨時号の発行にあたって

飯田川飯塚 門間 裕一

今回の臨時議会は、新庁舎に関する調査費と放射線測定器購入備品費でしたが、否決されました。市民の関心が高く傍聴席は満席でした。議会から「広く市民の声を聴くように」として提案され、当局は13人の方々に委員を委嘱して討論と現地視察を行い熟慮の上、市長に答申しました。市長は、この答申を最大限尊重するとして臨時会に上程しました。賛成する議員からは、それぞれ自分の考えや心配される津波や低湿地帯が一部あ

り、実施にあたり十分調査・検討されるよう要望されました。一方、反対する議員は、議事録開示や委員会の内容把握が不十分で、今回賛否の判断が出来ないとして否決されました。「市民の声を聞きなさい」として発足した同委員会の答申を否決したことは、「議会には議決権があるとして上段に構える特権意識」が伺えます。また、市民の安全に必要な放射線測定器だけは、修正動議を出してまでも速やかな予算執行して戴きたかったと残念に思っております。

昭和久保 畠山 尚樹

先般、潟上市自治会長連合会の案内により臨時議会を傍聴致しました。今回は特に市民代表による庁舎建設の「候補地選定委員会」の報告を受けての審議であり、現在最も市民が知りたい事案の一つとして、可否はもちろん審議そのものが見定められたのか、私どもが納得する審議がされたかは、期待されたものとはかけ離れたものと感じざるを得ませんでした。

せたいということと、地域としてどう対応するのか、はまた、それらに対しこの地域ではどのような問題が生じるとか、一自治会の活性化につながる傍聴活動であると思っておるところです。議会はやはり議員による討論の場であり、課題、論点、争点を明確にし、十分な議論を深め結論を導くことが重要であると思います。今後、より一層の健全な議会運営などの努力をお願いするとともに、潟上市の将来を明るく、住み良い「まちづくり」のため、議会と議員活動の活性化を期待してやまないものです。

天王二田 鈴木 吉美

8月1日に開かれた潟上市臨時議会を傍聴する機会がありました。

当日は市民の関心が高い「新庁舎建設候補地の土地調査委託料」および「放射線測定器購入費」を補正する予算(案)でした。

採決の結果、反対多数で否決されました。議会の詳しいことはわかりませんが「放射線測定器購入費」のみの修正ができたのではないかと思うと残念でなりません。

新庁舎建設については平成17年の「潟上市」誕生の際の合併協議合意事項。その後の

天王中羽立 菅生 正子

私達天王地区婦人会の各支部長が議会を傍聴し、私なりに一言述べたいと思う。

合併して7年が過ぎ、新庁舎の建設にあたり、市民の代表が選定委員となり場所を選定し、それを市で受け議会上に提案したと聞きました。その場所も否決され大変残念です。一日も早く合併の約束どおり庁舎建設を願うのは、私一人だけでしょうか。

庁舎建設検討委員会・市議会の「庁舎建設調査検討特別委員会」市民代表による「新庁舎候補地選定委員会」などに数回にわたる協議をふまえて提出されたものであると思います。議会ではいろいろのご意見があると思うが、新庁舎の建設に合併特例債を利用するには平成26年度までとも聞いております。

それまでに残された時間が少ないので、市議会の皆さんは、市民の利便性の高い本庁舎制による新庁舎の建設を推進して頂きたい。それが特例債利用による市民負担の軽減にもなると思います。

また、放射線測定器の購入も否決されました。どうしてもです。若い人達、子供達が安心して遊び遊べるグラウンドなどを測定し、市が大丈夫だとわかれば農産物も売れるのではないですか。この間の腐葉土のように、よそから入る場合もあり、測定して安心な暮らしをしたいと思いませんか。否決した議員の理由が、はっきりわかりませんが、本当に残念です。

市民の皆様には残暑厳しい折、心よりお見舞いを申しあげます。さて去る8月1日の臨時議会では、新庁舎建設最適切格地の調査業務委託料、地質調査委託料、土地鑑定業務委託料と、東日本大震災による原発事故により、本市も放射線にさらされている危険性が懸念されることから、市民の健康管理と日々安全で安心な暮らしを守ることを目的に、放射線測定器購入の予算が提案されましたが、賛成少数で否決となりました。この状況に市民の皆様からは「議員は何を考えているのか、議会の機能を果たしていない」など大変厳しいご意見が寄せられております。

編集委員会では「議会は公開が原則」の立場から、このたびの臨時議会の内容とこれまでの庁舎建設に対する議会・議員の対応を整理し、市民の皆様に対しお伝えすべく「臨時号」の発行をすることになりました。今後、速やかな情報の発信を念頭におきながら、議会の内容をより正確に伝える紙面づくりに努めてまいりますので、ご愛読をお願いいたします。

編集委員長 西村 武